

定例記者発表次第

日時／令和4年4月15日（金）

10時30分～

会場／矢板市役所 第一委員会室

1 開会

2 記者発表案件

(1) 2050年ゼロカーボンシティ宣言について（生活環境課）

(2) ウクライナ避難民への支援について（社会福祉課、建設課、都市整備課）

3 資料提供

(1) がん患者医療用ウィッグ等購入費補助金交付事業の開始について（健康増進課）

(2) やいた応援クーポン券の配布について（商工観光課）

(3) 矢板市生涯学習情報誌2022年度「まなび」（デジタル版）の発行について
（生涯学習課）

(4) 国体開催記念イベント「栃木ゴールデンブレース野球教室」の開催について
（国体・スポーツ局）

(5) いちご一会とちぎ国体開催記念イベント
スーパーキックベースボール大会2022～矢板市ニュースポーツ交流会～
の開催について（国体・スポーツ局）

4 質疑応答

5 その他

6 閉会



記者発表予定 5月20日（金）10時30分～ 第一委員会室

記者発表資料

令和 4 年 4 月 1 5 日（金）発表・提供

件 名	2050 年ゼロカーボンシティ宣言について		
<p>令和 3 年度に矢板市環境基本計画を策定し、矢板市環境基本条例で掲げる基本理念を実現するための施策の大綱（基本方針）と、施策の柱（個別施策、取組）を定めました。今後、各施策を推進し、政府が目指す 2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの取組を進めるにあたり、矢板市は「2050 年ゼロカーボンシティ」となることを表明します。</p>			
1 表明の日 令和 4 年 4 月 1 5 日（金）			
2 これまでの主な取組			
平成 2 1 年度 矢板市環境都市宣言			
平成 2 5 年度 矢板市環境基本条例 制定			
平成 2 6 年度 矢板市環境基本計画 策定			
令和 3 年度 矢板市環境基本計画の見直し			
3 今後の主な取組			
環境基本計画に基づく次の取組を軸に、脱炭素に向けた取組を推進する。			
(1) 省エネルギー対策			
(2) 地球温暖化対策地方公共団体実行計画の策定			
(3) 再生可能エネルギーの導入拡大			
(4) 森林吸収源対策			
4 その他			
【すでに表明している県内自治体】			
栃木県、那須塩原市、大田原市、那須烏山市、那須町、那珂川町、鹿沼市、宇都宮市、日光市			
※提供資料の有無： <input checked="" type="checkbox"/> （別添のとおり）・無			
担 当 課 ・ 担 当 名	市民生活部 生活環境課 企画・危機対策担当		
担 当 者 名	高瀬 智明		
電 話 番 号	0287-43-6755	内線電話番号	2111

矢板市「2050年ゼロカーボンシティ」宣言

～人と自然が調和する 環境にやさしい 持続可能なまち～

私たちのまち矢板市は、緑豊かな大地と清流に恵まれ、住む人も訪れる人にも、癒しと安らぎを与えてくれるすばらしいまちです。この豊かな自然は、先人たちが大切に守り、育ててきた大切な資源であり、私たちに多くの恩恵を与えています。

近年、世界中で起こっている極端な気象現象や生態系の変化などは、地球温暖化による気候変動の影響と考えられており、本市においても産業や市民生活へのリスクと考えられます。

そのため、本市は地球温暖化や気候変動などの課題に対し、地域レベルでできることを真剣に考え、行動し、脱炭素社会を実現するため、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指し、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことをここに宣言します。



令和4年4月15日

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市環境基本計画 (概要版)

市民・事業者・市の役割

今日の地球温暖化などの地球規模の環境問題をはじめ、大気汚染や水質汚濁といった身近な生活環境問題は、私たちのこれまでのライフスタイルや産業経済活動に起因しています。

このため、本計画が目指す環境の将来像を実現していくためには、市民・事業者・市の各主体が、環境の保全と創造に対する自らの役割を理解し、環境負荷の少ない暮らしや事業活動を実践していくとともに、環境パートナーシップのもと、みんなで協力し合い、環境の保全と創造を積極的に進めていくことが大切です。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における環境への負荷を減らすように努めます。 <ul style="list-style-type: none"> 資源やエネルギーの有効活用 廃棄物の排出抑制 生活排水の水質改善など 一人ひとりが積極的に環境の保全と創造に取り組んでいきます。 市・地域・市民団体が行う環境保全活動や環境についての学習などに積極的に参加します。 <ul style="list-style-type: none"> 環境美化活動・再生資源の回収など 市が行う環境の保全と創造に関する施策に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動における環境への負荷を低減させるように努めます。 <ul style="list-style-type: none"> 公害の防止、自然環境の保全 資源やエネルギーの有効活用 廃棄物の削減に努めるとともに、事業活動により生じた廃棄物を適正に処理します。 市や地域、市民団体等が行う環境保全活動に積極的に参加します。 市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に協力します。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> 市域の環境条件に応じた環境の保全と創造に関わる基本的・総合的な施策を定め、計画的に実施します。 自らが施策を策定し、実施するにあたっては、市域のみならず、近隣の市町を含めた広域的な観点に立ち、優良な環境の保全を優先します。 市の業務活動に際し、率先して環境負荷の低減に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> 資源やエネルギーの有効利用 廃棄物の減量など 市民や事業者の自主的な環境保全活動などを支援していきます。

お問い合わせ：矢板市市民生活部生活環境課
0287-43-6755 / seikatsukankyo@city.yaita.tochigi.jp
矢板市総合政策部総合政策課
0287-43-1112 / sougouseisaku@city.yaita.tochigi.jp

計画の目的

矢板市環境基本計画は、矢板市環境基本条例第8条の規定に基づき、地球温暖化など地球規模の環境問題をはじめ、地域の身近な環境問題や課題に積極的に対応し、持続可能な地域社会の構築を図っていくため、

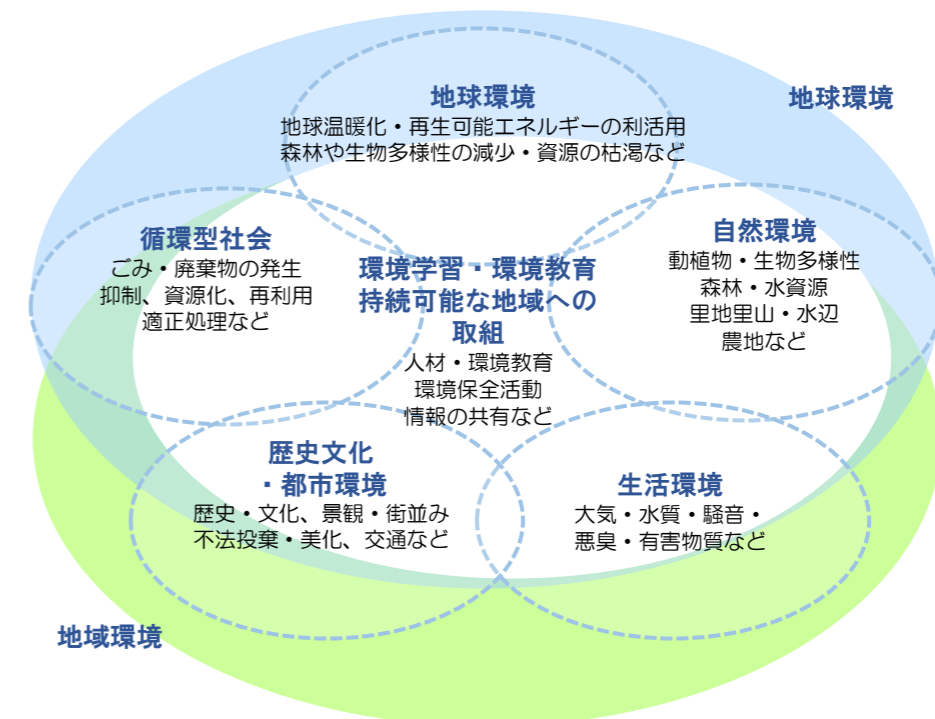
- ① 本市における環境の保全と創造に関する長期的な目標と、
- ② その目標実現に向けた長期的な取組の方針(施策の大綱)を明らかにし、
- ③ 市民・事業者・市が、それぞれの責務と役割分担のもとに協働し、
- ④ 環境施策を総合的・計画的に推進していく

ことにより、基本条例が掲げる基本理念を実現していくことを目的としています。

計画の期間

令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間

計画が対象とする環境の範囲

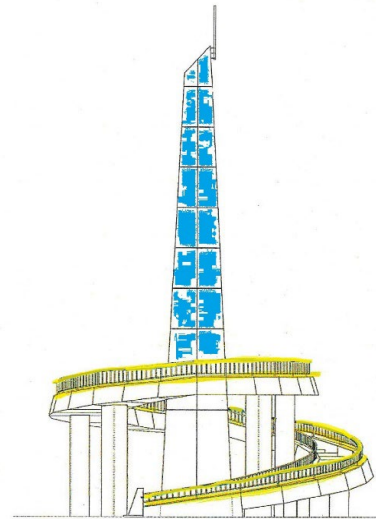


施策の大綱	施策の大綱(概要)	施策(取組)の柱	市の主な取組	目標指標(現状→R13において)
<p>1 気候変動に対する取組を進め、地球環境にやさしいまちをめざします</p> 	<p>気候変動は、地球環境に広範囲で急速な変化、気象・気候の極端現象などに影響を及ぼしており、本市においても日照時間の増加や台風による被害などが出ています。 これまでの温室効果ガスの削減を中心に幅広い対策(緩和策)とともに、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)を幅広く推進していきます。</p>	<p>(1)地球温暖化の防止の推進 (2)気候変動適応対策の推進</p>	<p>○省エネルギー対策 ○地方公共団体実行計画策定 ○再生可能エネルギーの導入 ○森林吸収源対策 ○気候変動適応計画に関する分野別施策の実施 ○県や近隣市町との連携</p>	<p>温室効果ガス排出量の削減：20万t→15.3万t 営農型太陽光の許可件数(累計)：2件→5件 間伐面積：601ha→1,190ha 気候変動適応計画の策定</p>
<p>2 生活環境を維持・改善し、一人ひとりが住みよい、快適な環境のまちをめざします</p> 	<p>きれいな大気や水、土といった生活環境を支える要素を良好な状態に維持するとともに、騒音や悪臭、ごみの不法投棄といった景観や治安への影響を未然に防いでいきます。 また、3R(リデュース、リユース、リサイクル)推進等によりごみの排出量を減らし、資源循環型の社会を構築していくとともに、まちの景観や歴史・文化、都市空間を生かした暮らしやすいまちの構築をめざしていきます。</p>	<p>(1)良好な生活環境の維持・改善に関する取組の推進 (2)環境美化活動に関する取組の推進 (3)循環型社会の構築と適正な廃棄物処理の推進 (4)歴史・文化環境の保全と良好な都市環境の創造</p>	<p>○大気環境、水質保全、土壌・地下水汚染の防止 ○放射性物質による環境汚染への対応 ○不法投棄、ポイ捨て防止 ○環境美化、清掃活動推進 ○3Rの推進によるごみの発生抑制と資源化、 ○ごみ収集体制充実、広域処理 ○産業廃棄物適正処理 ○歴史・文化環境の保全 ○良好な都市環境の整備</p>	<p>環境基準の未達成地点：1地点→0地点 汚水処理人口普及率：74.2%→95.0% 不法投棄物回収量：1,411kg→350kg 市民一人あたりごみ排出量：854g→800g リサイクル率：10.2%→20.0% 「歩き・み・ふれる歴史の道」開催：1回→2回 一日あたり公共交通利用者数：56.6人→80人</p>
<p>3 生物多様性を保全し、人と自然が共生できるまちをめざします</p> 	<p>高原山とその山麓に広がる緑豊かな里地里山の自然を有し、その多様な自然環境から様々な恵みを受けています。 自然環境を守り、育て、活用していくことにより、森林や里地里山が持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう取り組むとともに、適切な利活用を図っていきます。</p>	<p>(1)森林や里地里山の保全と再生 (2)水資源、水辺環境の保全 (3)生物多様性の保全</p>	<p>○森林の適切な維持管理、森林資源の有効活用 ○里地里山の保全 ○良好な水資源の保全 ○生物多様性に配慮した水辺づくり ○水辺の親水空間の整備・保全 ○地域の生息生物等の調査と情報発信 ○特定外来種対策推進</p>	<p>造林面積：35haを維持 農地面積：2,990ha→2,970ha 水生生物調査実施回数：年間4回8地点を維持 安全な水の安定供給：4,700,000㎡を維持 生きもの調査の実施：未実施→年間4回 ミヤコタナゴ生育調査実施回数：年1回を維持</p>
<p>4 みんなで環境を守り、いきいきと行動するまちをめざします</p> 	<p>複雑化、広域化した環境問題に係るさまざまな課題を解決していくために、私たち一人ひとりが環境に対する認識を高め、環境保全に向けて行動していくとともに、協働の理念に基づき、持続可能な社会の構築をめざしていく必要があります。 そのため、環境に関する情報の共有や環境保全等を進める人材を育成するとともに、環境に関する子ども達の視点等も踏まえながら環境教育や環境学習を進めていきます。</p>	<p>(1)環境保全活動の推進 (2)環境保全活動の指導者や団体等の育成 (3)環境教育や環境学習の推進、自然とのふれあいの機会の創出 (4)環境文化都市やいた創造会議との連携 (5)環境に関する情報発信の充実</p>	<p>○行政区や河川愛護会などとの協力 ○ボランティア団体との協力 ○事業者、学校、各種団体支援 ○環境教育や環境学習、環境保全活動を行う人材や団体の育成 ○自然観察教室、生きもの調査、環境講座の実施 ○学校における環境教育の充実 ○環境に関する人材育成 ○環境に関する体験学習 ○生きもの調査 ○生活環境や自然環境の状況の発信 ○その他環境に関する情報発信</p>	<p>学校環境活動支援ボランティア数：30人→50人 指導者研修会の実施 小中学校・市民向け環境学習の実施 小中学校：2校→全校 市民：未実施→4回 環境文化都市やいた創造会議と連携したイベントの開催数：未実施→年間4回 ホームページ等を利用した情報発信：5件→6件</p>
<p>5 持続可能な地域づくりの検討をすすめます</p> 	<p>今日の環境問題に対応し、魅力的な地域を作っていくために、特定の環境分野に関する課題に対してアプローチするだけでなく、複数の要素を勘案しながら課題の解決を検討していくため、「地域循環共生圏」の考え方や「Society5.0」などに関する情報収集、今後の施策立案に向けた研究等を行っていきます。</p>	<p>(1)持続可能な地域づくりの推進 (2)未来技術の導入促進</p>	<p>○地域の特性に応じた持続可能な取組の検討 ○地域脱炭素化に向けた取組の検討 ○未来技術導入による環境保全の取組の研究・検討</p>	<p>研究部会若しくは検討部会の発足 研究部会若しくは検討部会の発足</p>

記者発表資料

令和 4 年 4 月 1 5 日（金）発表・提供

件 名	ウクライナ避難民への支援について		
1 相談窓口の設置	<p>ウクライナからの避難民に対する相談窓口を社会福祉課に設置し必要な支援を行う。また、ウクライナからの避難民に対して支援したいという市民とのマッチングについても行う。なお、避難民への対応にあたっては、国や県から通訳者の派遣と翻訳機により対応していく。</p>		
2 市営住宅の提供	<p>ウクライナからの避難民の住まいを支援するため、市営住宅を提供する。</p> <p>(1) 入居可能住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石関市営住宅 ・乙畑市営住宅 <p>(2) 提供戸数 上記の市営住宅の内 10 戸</p> <p>(3) その他 入居期間や使用料等については、国や県の動向を見ながら判断する。</p>		
3 平和のライトアップ	<p>ウクライナへの侵攻による犠牲者への哀悼とウクライナの平和を願って、長峰公園のシンボルタワーにウクライナ国旗をイメージした青・黄色のライトアップを行う。</p> <p>(1) 期間 4 月 15 日（金）から当分の間</p> <p>(2) 時間 18:00～21:00 まで</p>		
※提供資料の有無：無			
担 当 課 ・ 担 当 名	1 社会福祉課社会福祉担当、2 建設課管理住宅担当、3 都市整備課整備担当		
担 当 者 名	1 橋本 幸江、2 田代 和子、3 金瀬 友泰		
電 話 番 号	1 43-1116、2 43-6212 3 43-6213	内線電話番号	



記者発表資料

令和4年4月15日（金）発表・提供

件名	がん患者医療用ウィッグ等購入費補助金交付事業の開始について		
(説明文)	令和4年4月よりがん患者医療用ウィッグ等購入費補助金交付事業を開始します		
1 目的（趣旨）	がんの治療に伴う外見の変化による心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、がん患者の治療及び就労の両立並びに療養生活の質の向上を図る。		
2 助成内容	令和4年4月1日以降に購入した以下のもの 助成額は、補整具の購入経費（消費税を含む。）の10分の9		
(1) 医療用ウィッグ	上限 30,000 円		
(2) 乳房補整具（右・左）	上限 20,000 円		
	申請は対象者1人につき補整具ごとに1回、購入した日から起算して1年以内。		
3 対象者	以下の5項目すべてに該当する者		
(1) 申請日時時点で矢板市に住所を有する者			
(2) がんと診断され、その治療を行っている者			
(3) がん治療に伴う脱毛、乳房の切除等により就労、社会参加、通院等への支障 又は支障を来すおそれがあるために、補整具の使用を必要としている者			
(4) 市税を滞納していない者			
(5) 過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けていない者			
4 その他			
※提供資料の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有	(別添のとおり)・無		
担当課・担当名	健康増進課健康増進担当		
担当者名	加藤 里香		
電話番号	0287-43-1118	内線電話番号	3410

医療用ウィッグと乳房補整具の 購入に助成金が交付されます

矢板市

がん患者のみなさまの精神的苦痛や経済的負担を少しでも軽くするため、令和4年4月より、矢板市がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業を開始しました。



●助成内容

令和4年4月1日以降に購入した医療用ウィッグまたは乳房補整具の購入費（税込）の10分の9に相当する額を助成します。

医療用ウィッグ本体

✿付属品・ケア用品は対象外

上限額 30,000 円

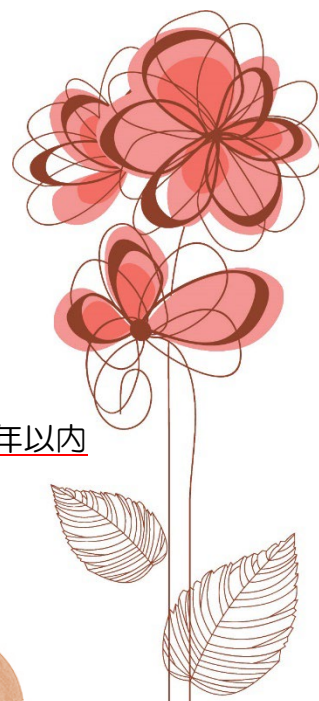
乳房補整具（右・左）

（補正下着、シリコンパットなど）

上限額 20,000 円

●対象者（※以下の5項目すべてに当てはまる方）

1. 申請日の時点で矢板市に住所がある方
2. がんと診断され、その治療を行っている方
3. がん治療に伴う脱毛、乳房の切除等で、補整具が必要となった方
4. 市税の滞納がない方
5. 過去にこの助成金の交付を受けていない方



●申請について

申請期限：医療用ウィッグまたは乳房補整具を購入した日の翌日から1年以内

提出書類：

- ✿助成金交付申請書兼請求書
- ✿がん治療を証明する書類
（お薬手帳・診療明細書など）
- ✿医療用ウィッグ、または乳房補整具の
購入年月日と購入金額の明細がわかるもの
- ✿申請者名義の通帳の写し

お問い合わせ
申請先

矢板市役所
健康増進課
☎0287-43-1118

詳しくはこちら



記者発表資料

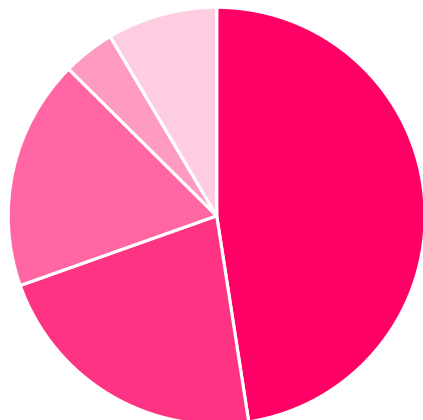
令和 4 年 4 月 15 日（金）発表・提供

件 名	やいた応援クーポン券の配布について		
(説明文)	<p>コロナ禍で冷え込んだ市内経済の回復に加え、市民の皆さまが市内で買い物をするきっかけとなるよう、矢板市と矢板市商工会が協働で「やいた応援クーポン券」を配布します。令和 4 年 1 月 1 日から 1 月 31 日で実施した同クーポン券第 1 弾では、利用できる業種の幅を広げたことにより、先に行ったテイクアウトクーポン事業の利用実績を上回る利用率となり、過去最高の 65.4%となりました。参加店舗に行ったアンケートでも大変好評であり、一定の効果が見込めることから、第 2 弾を実施し、より一層の経済回復の強化を図ってまいります。</p> <p>【実施概要】</p> <p>1 支援の方法</p> <p>1 会計につき 1 枚利用できる 200 円割引クーポン（やいた応援クーポン券）が 5 枚付いているチラシを発行します。</p> <p>2 クーポン券の配布</p> <p>行政区を通して行う令和 4 年 5 月 1 日号の「広報やいた」の配布に合わせて、行政区加入世帯 1 世帯あたりチラシ 1 枚を配布します。行政区未加入の方で、クーポン券をご希望される方へは、市商工観光課及び市民課窓口で配布します。</p> <p>3 参加店舗の周知</p> <p>チラシ中面に掲載するほか、市ホームページ内に特設サイトを設け、周知します。</p> <p>4 利用できる期間</p> <p>令和 4 年 5 月 1 日から 5 月 31 日まで</p> <p>※提供資料の有無：(有) (別添のとおり)・無</p>		
担当課・担当名	商工観光課商工担当		
担当者名	神田 拓也		
電話番号	0287-43-6211	内線電話番号	4210

やいた応援クーポン第一弾
利用実績（業種別）

	取扱店業種	枚数	割合
1	食料品等	15,472	47.54
2	飲食店等	7,171	22.03
3	薬・化粧品等	5,808	17.85
4	書籍・文具等	1,315	4.04
5	上記以外	2,778	8.53

やいた応援クーポン券 第一弾



■ 食料品等 ■ 飲食店等 ■ 薬・化粧品等 ■ 書籍・文具等 ■ 上記以外

利用率の比較

やいた応援クーポン券第一弾（400円×5枚） R 4.1

総枚数	利用枚数	利用率
49,745	32,544	65.4%

※1品につき1枚利用可。テイクアウトのみ。

テイクアウトクーポン第一弾（200円×5枚） R 2.5

総枚数	利用枚数	利用率
47,445	13,357	28.2%

※1品につき1枚利用可。テイクアウトのみ。

テイクアウトクーポン第二弾（200円×5枚） R 2.6

総枚数	利用枚数	利用率
47,445	17,140	36.1%

※1品につき1枚利用可。テイクアウトのみ。

テイクアウトクーポン第三弾（200円×10枚） R 2.7

総枚数	利用枚数	利用率
94,890	32,443	34.2%

※1品につき1枚利用可。店内飲食も可。

テイクアウトクーポン第四弾（200円×10枚） R 3.1

総枚数	利用枚数	利用率
99,510	40,341	40.5%

※1品につき1枚利用可。店内飲食も可。

テイクアウトクーポン第五弾（200円×10枚） R 3.5

総枚数	利用枚数	利用率
99,910	29,939	30.0%

※1品500円以上で1枚利用可。テイクアウトのみ。

テイクアウトクーポン券発行事業に関するアンケートの結果

本事業に参加した事業者を対象にアンケート調査を実施（実施主体：矢板市商工会）した結果、本事業が役に立ったかという問いに対し、「非常に役に立った」、「役に立った」という回答が大部分を占めた。継続を希望するかの問いについても、今後の継続を求める声が多く上がっていた。

【設問1】 テイクアウトクーポン券発行事業は役に立ちましたか。

- 1 非常に役に立った・・・30（60%）
- 2 役に立った・・・14（28%）
- 3 どちらとも言えない・・・6（12%）
- 4 あまり役に立たなかった
- 5 役に立たなかった

【設問2】 第4弾（令和2年12月1日～令和3年1月15日）の実施時期はどうでしたか。

- 1 とても良かった・・・30（60%）
- 2 良かった・・・13（26%）
- 3 どちらとも言えない・・・7（14%）
- 4 あまり良くなかった
- 5 良くなかった

【設問3】 今後も継続して欲しいですか。

- 1 はい・・・46（92%）
- 2 いいえ
- 3 わからない・・・4（8%）

自由意見としては、「コロナ禍が収束するまで本事業を継続してもらいたい」や「利用客が増加しているため、継続してほしい」、「行政の支援がなければ、（店が）潰れてしまう」、「新規顧客の獲得にも繋がった」、「他の商品券に比べ、換金が早かったため助かった」などの意見があった一方、「1枚300円にあげてもらいたい」や「通年で事業を継続してもらいたい」など、より強化した支援を求める意見も上がっていた。

記者発表資料

令和4年4月15日（金）提供

件名	矢板市生涯学習情報誌 2022年度「まなび」（デジタル版）の発行について		
(説明文)	<p>アフターコロナの時代を見据え、「地方創生」にはデジタルの活用が必須である今、矢板市民の生涯学習活動の充実を図り、地域で活躍する人材の育成や発掘を行うため、さまざまな研修会や講座、スポーツ教室やサークル活動、出前講座などの生涯学習情報に必要な情報を、必要な人へ、いつでもどこでも提供するため、2022年度「まなび」のデジタル版を作成しました。</p> <p>1 内容</p> <p>市民が「やりたいこと」や「知りたいこと」で検索できるよう、「もくじ」から目的の情報が見つけられるよう、構成しました。</p> <p>デジタル化したことにより、スマートフォンやパソコンで、いつでも情報を手に入れることができます。</p> <p>2 アップロード</p> <p>令和4年3月31日（木）</p> <p>3 配布方法</p> <ul style="list-style-type: none">・市ホームページやSNSで情報発信。・「矢板市生涯学習情報『まなび』の使い方」を、広報やいた（4月号）と一緒に全戸配布。 <p>※提供資料の有無：有（別添のとおり）・無</p>		
担当課・担当名	生涯学習課まなび担当		
担当者名	海瀬 裕之		
電話番号	0287-43-6218	内線電話番号	5200

生涯学習情報「まなび」で出前講座を活用されている 千葉さんにインタビューさせていただきました。

「まなび」を使うことになったきっかけは何ですか？

令和3年の春、私がハッピーいきいきクラブの代表になったときのことです。

これまでは月に1度集まって、おしゃべりすることが主な活動でしたが、もう少し別の活動も入れてみてはどうかという話になったんです。

その流れで、何か調べようとしていたら、いろいろな出前講座が載っている「まなび」の存在を知りました。



ハッピーいきいきクラブ
代表 千葉茂さん

どのように利用されましたか？

「まなび」には、いろいろなジャンルの出前講座があるんですね。

私たちの会は、年配の方が多いため、健康の話、介護、防災、交通安全、地域の昔話、あとは、毎年やっているクリスマスのときのミニ演奏会みたいなものができたらいいなと考えていました。

毎月の活動に何を选ぶかは、代表の私に一任されていたので、講師の方の日程に合わせて計画を立てていきました。

打ち合わせや事前準備などで、いろいろな方とつながりが広がったことが私としてはとても楽しかったです。

出前講座を受けたみなさんはどんな反応でしたか？

反応はすごくよかったですね。

どの講座も新鮮な気づきや学びがありました。

特にクリスマスにお願いしたケーナの演奏が心に残っています。丁寧に打ち合わせをしてくださった上でリクエストした曲まで演奏してくれるなど、本当に楽しませていただきました。

「まなび」を利用していただいた感想をお願いします。

いろいろなジャンルのこれまで知らなかった人とつながるのがいいですね。世界が広がると思います。



ありがとうございました。
これからもどんどん活用してください。

問い合わせ

矢板市教育委員会生涯学習課 まなび担当

☎0287-43-6218 📠0287-43-4436

Email : syougaiyakusyuka@city.yaita.tochigi.jp

QRコードからメール送信

QRコードを読み取り
→メール作成画面はこちら
→メール送信



あなたの夢グッズ“まなび”

「まなび」がデジタル版になりました。これまで使っていた方も、これから使う方も矢板市の生涯学習情報を知り、より活用いただけるようリニューアルしました。PCやスマートフォンなどでの使い方を紹介します。



3

ものづくり・自然体験・運動・文化教養…子どもから大人まで楽しめるいろいろな活動があるよ。

1. もくじ

P1

1

このページから目的に応じたページに行けるよ!

2. 市内生涯学習施設 MAP

P2

3. 気になる活動に参加してみたい

P3~8

6

同じ趣味の人とつながろう!新しいことに挑戦してみよう!ちょっと遊びに行くような気持ちで気軽にどうぞ!

4. スポーツ教室・スポーツイベントに参加してみたい

P9~10

5

グラウンドや体育館などを探せるよ。

5. スポーツ施設を予約したい

P11

6. サークル活動を始めてみたい

P12~15

7

市の職員や登録している市民が講師となって、みなさんが知りたいこと、身につけたいことなどを楽しく学べるよ。自治公民館や団体、仲間同士で活用してね。

7. 出前講座を頼みたい

P16~20

妊娠初期から子育て期にわたるさまざまなご相談はおまかせ!

8. 子育て応援します

P21~22

1-0

ボランティアは意外と身近なものですよ。はじめの一步を踏み出してみよう。

9. デジタルを活用しよう

P23

10. ボランティア活動に興味がある

P24

11. 会議や研修に使える場所を探す

P25

12. 教育委員会はこんなところ

P26

4. スポーツ教室・スポーツイベントに参加してみたい

P9~10 を見たい場合 (スマートフォン・タブレットでの開き方)

「まなび」の開き方

右のまなびHPのQRコードを読み取り
→生涯学習情報「まなび」2022年度版を活用ページ
→「まなびのPDF」をタップ

まなびHP ▶ <https://www.city.yaita.tochigi.jp/soshiki/syougaiyakusyu/manabi2022.html>

まなびHP



1 P9~10 ページを
タップ※1

2 気になる
箇所をタップ

3 タップした箇所が
見やすく拡大!

4 もくじ
ボタンをタップ



4 もどる
ボタンをタップ



他のページが
見たい場合は
違うページをタップ!



どの教室が
いいかな?

大きくて
見やすいね!



※1 指で画面を軽く叩く操作のこと。ディスプレイに表示されたボタンを押したり、ディスプレイ上の一点を指定したりする際に使用する操作方法。

記者発表資料

令和 4 年 4 月 15 日（金）発表・提供

件 名	国体開催記念イベント「栃木ゴールデンブレース野球教室」の開催について		
(説明文)	第 77 回国民体育大会いちご一会とちぎ国体において、正式競技として矢板市で実施する軟式野球に関してイベントを下記のとおり開催するため報告します。		
1 目的(趣旨)	軟式野球の会場である矢板運動公園野球場で開催することで、国体への機運醸成と市内競技者の競技力向上を図る。		
2 日時	令和 4 年 4 月 17 日（日） 栃木ゴールデンブレース 対 読売ジャイアンツ試合終了後 試合開始 12：00～		
3 場所	矢板運動公園野球場		
4 対象者	市野球連盟加盟チームに所属する小学生。50 名先着		
5 参加費	無料		
6 主催	いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会		
7 委託事業者	(株) 栃木県民球団		
8 協力	矢板市野球連盟		
9 申込方法等	各所属チームで取りまとめのうえ、市野球連盟に申し込む		
● ※提供資料の有無	有（別添のとおり）・無		
担当課・担当名	国体・スポーツ局		
担当者名	星 知華		
電話番号	0287-43-6218	内線電話番号	5200

記者発表資料

令和4年4月15日（金）発表・提供

件名	いちご一会とちぎ国体開催記念イベント スーパーキックベースボール大会2022～矢板市ニュースポーツ交流会～の開催について		
(説明文)	<p>毎年恒例のスーパーキックベースボール大会を今年も開催します。今年は第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」の開催年ですので、記念となる賞品もご用意いたします。奮ってご参加ください。</p> <p>1 期 日 令和4年5月15日（日）</p> <p>2 場 所 リアンビレッジ矢板（とちぎフットボールセンター） 住所 矢板市末広町 49-2</p> <p>3 主 催 矢板市教育委員会</p> <p>4 開催の趣旨 スポーツ・レクリエーションを通して、地域間の親睦及び世代間の交流を深めるため実施する。</p> <p>5 内 容 (1) スーパーキックベース 監督1名、選手6名以上12名以内（ただし、小学生3名以上参加。）でチーム編成し、チーム対抗でキックベースを行う。 (2) チャレンジコーナー ニュースポーツの体験コーナーを設ける。 (3) いちご一会とちぎ国体PRブース いちご一会とちぎ国体のPRブースを出店し、広く周知する。</p> <p>6 参加資格 小学生以上の矢板市民とし、居住している地域より出場する。</p> <p>7 参加料 (1) 1チーム2,000円 (2)及び(3) 無料</p> <p>8 参加申込 令和4年4月28日（木）までに、出場選手名簿（ホームページよりダウンロード可）を国体・スポーツ局へ提出。</p> <p>※提供資料の有無：有（別添のとおり）・無</p>		
担当課・グループ	国体・スポーツ局		
担当者名	大谷津 崇人		
電話番号	0287-43-6218	内線電話番号	5200